



資料 3

周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告

(取組期間 平成 1 7 年度～平成 1 9 年度)

(保険・訪問看護部会)

保険・訪問看護部会

実施項目	(1) 訪問看護ステーションのあり方についての検討
現状	本町には、健康福祉部と公営企業局が運営する2箇所の訪問看護ステーションがあります。今後医療依存度の高い在宅療養者の増加が見込まれ、幅広いサービスの提供と臨床の現場同様に高度で的確な対応が求められています。 しかし、健康福祉部が所管するステーションの職員は、医療現場から長い間はなれており、これらのニーズに対応するためには、職員の知識・技術の向上が重要課題になっています。
方策	公営企業局が運営する訪問看護ステーションへの移行を図ります。
目標	効率的で幅広く質の高いサービスの提供を行います。
効果	効率的な行政運営

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備		実施		
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17			平成19年度に公営企業局へ移管する予定です。		
H18	移行に向けて、公営企業局と健康増進課が協議した結果、平成19年度より公営企業局へ移管する予定となりました。				
H19	19年度より公営企業局に移管されました。				

実施項目	(2) 定員適正化への対応
現状	平成16年10月1日関係職員数 24名 平成17年 4月1日関係職員数 24名
方策	事務・事業の再編・整理、廃止・統合や事務の効率化等により、行政機能を保持したままでの削減を行います。
目標	行政改革大綱で定めている削減率（平成22年4月1日現在で▲43名削減率（11.4%））に添った形で、要員の削減を行います。（平成23年4月1日数値目標 → 319名）

スケジュール及び計画職員数

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・計画	推進			
人数	24名 (376名)	24名 (373名)	24名 (370名)	23名 (353名)	22名 (344名)

※（ ）内は町全体の推進計画数

これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17					
H18					
H19					

実施項目	(3) 予防事業充実に向けて関係部署・機関との連携（医療、介護）
現状	医療・介護ともに給付費が著しく増大しており保険財政を圧迫しています。このため、住民への負担増を招いています。
方策	健康なからだづくりを目標とし、予防的観点から保健・福祉部署との連携を密にし、長いスパンで方向性を見出していきます。また、関係機関、団体との連携の下、多くの住民参加を得ながら健康づくりを推進します。
目標	医療及び介護給付費支出の抑制
効果	財政健全化

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	実施				
これまでの取組内容及び成果（介護保険課）			今後の取組（介護保険課）		
H17	町の保健福祉施策の方向性と推進方策を一体的、体系的に取りまとめた「周防大島町総合保健福祉計画」を策定しました。		地域包括支援センターを機軸に、介護予防事業のマネジメントや利用者等に対する総合相談、支援事業を行います。		
H18	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を包括的に支援するための拠点として、複数の専門職を配置した「地域包括支援センター」を設置しました。				
H19	地域包括支援センターを中心に、介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスを含め、地域におけるさまざまな資源を活用し、高齢者に対して包括的かつ継続的に支援を行いました。				

これまでの取組内容及び成果（医療保険課）		今後の取組（医療保険課）
H17		「特定健診・特定保健指導」の実施に向け、関係課が連携し、特定健診等実施計画を策定します。平成20年度の導入を目指します。
H18	国保被保険者の医療費を圧迫する生活習慣病の抑制を目的とした「特定健診・特定保健指導」の導入について協議を行いました。	
H19	これまでの基本健診等の保健事業の実績を踏まえて関係課と連携して特定健診実施計画を策定しました。	
これまでの取組内容及び成果（健康増進課）		今後の取組（健康増進課）
H17	保健・福祉部署と話し合いをしながら連携し、事業を進めました。	医療費及び介護保険給付費の支出の抑制につながるように関係機関が連携し、地域全体の健康レベルを向上させるという目標を目指して情報交換を行いながらそれぞれの事業に取り組んでいきます。
H18	平成18年4月1日から地域包括支援センター（各保健センターはサブセンターとして）が設置され次のような業務を行いました。 ○介護予防支援事業…介護予防支援指定事業所の認可を受け、介護予防介護保険で要支援1及び要支援2と認定された認定者がサービスを利用する場合、介護予防プランの作成やサービス事業所等の調整。 ○介護予防ケアマネジメント事業…特定高齢者に対し、要介護状態となることを防止し介護予防プランを作成し、プラン達成のため支援。 ○総合相談・支援事業…高齢者の総合的な相談や実態把握、地域におけるネットワークの整備等。 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業…包括的・継続的なケア体制の構築や地域における介護支援専門員のネットワークの活用、日常的個別指導・相談、困難事例等への指導・助言。 ○特定高齢者の把握事業…特定高齢者に関する情報の収集や特定高齢者候補者の選定及び特定高齢者の決定。 健康づくりの推進については健康づくり班で健診や各種教室、介護予防事業を行い、各保健センターは地域に密着した保健事業（健康相談や訪問指導）を行いながら地域全体の健康づくりの向上を目指した保健事業を行いました。	
H19	これまでの基本健診等の保健事業の実績を踏まえて関係課と連携して特定健診実施計画を策定しました。	

実施項目	(4) 国民健康保険税及び介護保険料の徴収率の向上
現状	(16年度末における徴収率) 国民健康保険税 96.6% 介護保険料 99.3% (特別徴収 100%、普通徴収 94.6%)
方策	催告・督促の強化及び休日・夜間徴収実施、口座振替推進、分割納付などにより収納率向上を図ります。介護保険料については、未納期間による不利益等の説明を通じて収納率向上を図ります。
目標	(21年度末における目標徴収率) 国民健康保険税 98.05% 介護保険料 99.6%
効果	安定した財政基盤の確立

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	実施			国保税	98.05%
				介護保険料	99.6%

これまでの取組内容及び成果 (介護保険料)		今後の取組 (介護保険料)	
H17	<ul style="list-style-type: none"> ○各種集会への出前講座を実施しました。 ○未納者に対して電話催告や臨戸徴収を強化しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座や広報誌により啓発を行います。 ○税務課との連携や滞納整理システムの有効活用により徴収体制を強化します。 ○口座振替や分割納付を促進します。 ○特別徴収対象者の捕捉回数を増やすことにより、特別徴収(年金天引き)の範囲を拡大します。 ○収納について私人委託(コンビニ等)を検討します。 	
H18	<ul style="list-style-type: none"> 以下の取組を行いました。 ○窓口・電話及び各種集会での制度説明 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料設定の考え方 ・年金引落しの仕組み ・未納期間によるサービス利用制限 ○徴収体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理システムの導入 ○徴収方法の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の促進 ・分割納付の促進 ○徴収の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底 ・未納者に対する督促状の送付(毎月) ・滞納者に対する催告書の送付(5, 8, 11月) ・徴収強化月間の設定(9, 12月) 		
H19	<ul style="list-style-type: none"> ●取組内容 ○窓口・電話及び各種集会での制度説明 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料設定の考え方 ・年金引落しの仕組み ・未納期間によるサービス利用制限 ○徴収体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・税務課滞納徴収班と連携した取組み ○徴収方法の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の促進 ・分割納付の促進 ○徴収の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底 ・未納者に対する督促状の送付(毎月) ・滞納者に対する催告書の送付(5, 8, 11月) ・徴収強化月間の設定(9, 12月) 		

これまでの取組内容及び成果（国民健康保険税）		今後の取組（国民健康保険税）
H17	<ul style="list-style-type: none"> ○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。 ○滞納分は主として整理組合が実施していたので、臨戸徴収及び電話催告を現年度分を中心に徴収を行いました。 ○納税相談を実施し、滞納者の実態に即し、納税誓約書、納税猶予等の措置を行いました。 ○臨戸・電話催告等により、納税への理解と納付誓約による定期的納入を促進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○滞納システムの有効活用と財産調査等の強化を図り、迅速な滞納整理を実施します。また、滞納整理に対する理解を深めるため職員研修を実施します。 ○「滞納者"0"を目指します。」をキャッチフレーズに、関係課との連携を強化し、滞納整理の進行管理体制を充実します。
H18	<ul style="list-style-type: none"> ○滞納整理事務をよりの確に進めるため滞納システムを導入し、有効利用を図りました。 ○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。 ○整理組合の解散に伴う事務及び臨戸徴収等の移行処理を行い、過年度分も含めて臨戸徴収及び電話催告を行いました。 ○納税相談を実施し、納税者の実態に即し、納付誓約等の処理を行いました。 ○高額滞納者に対し、最終催告書の送付及び実態調査を通じて、滞納処分への事務処理を行い、2件の差押えを行いました。 ○整理組合から町への移行の徹底と滞納システムの効率的活用により滞納者への対応が迅速に行えるようになりました。 ○滞納繰越分の催告書送付及び最終催告書の発送により、納税に対する意識が高まりました。 	
H19	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に督促状・催告書の発送により納付を促しました。 ○短期・資格証の事前通知により納税相談を実施しました。 ○年2回判定委員会を開催し、資格証の交付について協議しました。（資格証交付106人 短期証交付137人） ○悪質滞納者への差押えを実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格証交付者の実態把握に努め、的確な保険証交付に努める。 ○関係課との連携強化を図り、納税意識の高揚と滞納処分までの進行管理を強化します。 ○滞納繰越分の口座振替納付への移行を図り、事務の簡素化を図ります。 ○差押え等強制執行の強化を図ります。

実施項目	(5) 国民健康保険税及び介護保険料の見直し
現状	高齢化の進展に伴い、医療及び介護給付費が著しく増大しており、町の財政を大きく圧迫しています。
方策	住民の理解を得ながら保険税（料）の見直しを行います。 なお、見直しに当たっては、低所得者等への負担軽減等に配慮して行います。
目標	収支の均衡を目指して、適正な保険税（料）の設定を行います。
効果	安定した財政基盤の確立及び負担の公平性の確保

スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討		見直し		

これまでの取組内容及び成果（介護保険課）		今後の取組（介護保険課）
H17	「第3期介護保険事業計画」を策定し、今後3年間のサービス費用見込額に基づく保険料を算定しました。	「第3期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めます。
H18	<ul style="list-style-type: none"> ○以下に留意して、介護保険料を改正しました。（6.9%アップ） ※所得の低い人の負担を抑えるために、現行の第2段階を細分化し、新たな階層を創設しました。 ※ 地方税法の改正により、保険料段階が上昇する人に対して激変緩和措置を講じました。 	
H19	「第3期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めました。	<ul style="list-style-type: none"> ○地方税法の改正により保険料段階が上昇する人に対しての激変緩和措置の継続を検討します。 ○20年度において「第4期介護保険事業計画」を策定し、21年度から23年度までの保険料の見直しを行います。
これまでの取組内容及び成果（税務課・医療保険課）		今後の取組（税務課・医療保険課）

<p>H 1 7</p>	<p>合併後の国民健康保険税の取扱いについては、地方税の取扱について（協定項目 8）提案されており、国民健康保険税の税率及び納期について合併時に統一された。（ただし税率については応益割合及び介護納付金額を考慮しながら、負担公平の原則に立ち、急激な負担増かとならないように調整に努めるものとします。） 以下の取組を行いました。 ○17年3月7日に平成16年度第 1 回周防大島町国民健康保険運営協議会（委員12名で構成）を開催し、国保税の税率等について現状等説明。 （平成17年度） ○18年1月13日：平成17年度第 1 回周防大島町国民健康保険運営協議会：国保財政が厳しい状況であるため、税率の引上げが必要。 ○18年2月9日：平成17年度第 2 回周防大島町国民健康保険運営協議会：税制改正を諮問（平成18年2月3日）し、同内容によるによる答申。</p>	<p>「医療費の抑制に引き続き努力をしていただきたい。」との意見と共に、諮問どおりの答申があり、3月定例町議会で議決がなされました。 ○生活習慣病の予防に全力を！（健康づくりの推進） ○国保税の滞納は不公平とならないように！（滞納整理の促進、保険証の短期証・資格証） ○軽減制度（2割・5割・7割軽減） 低所得者の負担軽減を図るため、所得が一定額以下の場合は、その納税義務者の被保険者均等割額または世帯別平等割額を政令で定める基準に従って、町条例で定めるところにより減額することとされています。</p>
<p>H 1 8</p>	<p>平成18年度国民健康保険税から税率を改正しました。 ○国保医療分 ①所得割（改正前：6.5%→改正後：7.9%） ②資産割（改正前：23.0%→改正後：38.0%） ③均等割（改正前：17,400円→改正後：21,800円） ④平等割（改正前：18,300円→改正後：22,000円） （※賦課限度額：改正前：53万円→改正後：53万円） ○国保介護分 ①所得割（改正前：0.9%→改正後：1.6%） ②資産割（改正前：10.0%→改正後：10.0%） ③均等割（改正前：5,500円→改正後：6,000円） ④平等割（改正前：5,500円→改正後：6,200円） （※賦課限度額：改正前：8万円→改正後：9万円）</p>	
<p>H 1 9</p>	<p>19年度において改正なし。</p>	